



平成25年6月4日

熊本県医療分野の「雇用の質」の向上のための
企画委員会委員の関係団体の長 各位

熊本県医療分野の「雇用の質」の向上のための
企画委員会事務局

『職場意識改善助成金』及び『労働時間等設定改善推進助成金』の
御案内について（協力依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から熊本県医療分野の「雇用の質」の向上のための取組につきましては、格段の御配慮を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、熊本県医療分野の「雇用の質」の向上のための企画委員会は、医療機関等における勤務環境の改善に資することを目的として、貴団体をはじめとする県内の関係10団体及び熊本県の御協力を得て、熊本労働局を事務局として設置し、企画委員会の開催、労働時間管理者等に対する研修会の開催及び医療労働専門相談員による医療機関等への相談支援事業等について平成23年度から取組みを進めており、今年度も更なる取組みを進めております。

去る5月29日に開催された企画委員会においても、御案内等させていただきましたが、医療機関等が勤務環境の改善に取り組むに当たりまして、助成金の活用も有効なツールでございます。今般、医療機関等における勤務環境の改善に資する助成金が下記のとおり始まっておりますので御案内させていただきます。

下記1につきましては、医療機関等に対する助成金であり、下記2につきましては、医療関係団体に対する助成金となっております。

つきましては、当該助成金を積極的に利用していただくことにより、医療機関等における勤務環境の改善に取り組んでいただきたく、下記1の助成金につきましては、貴団体のホームページへの掲載や傘下医療機関等への当該助成金に係るリーフレットの配布等による周知を行っていただき、下記2の助成金につきましては貴団体での活用を御検討いただきますよう御配慮をお願い申し上げます。

記

1. 職場意識改善助成金（別添1参照）

(1) 概要

労働時間等の設定の改善に取り組むことにより、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に取り組む中小の医療機関等（注1）を支援する助成金

（注1） 中小の医療機関等とは次のAまたはBの要件を満たす医療機関等が該当します。

A. 資本または出資額が5,000万円以下

B. 常時雇用する労働者が100人以下

(2) 助成額 別添1参照

(3) 申込み期限 平成25年7月末日

(4) URL（貴団体のホームページへの掲載をお願いします。）

http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kumamoto-roudoukyoku/aaa/kikaku_kakarityou/20130531.pdf

2. 労働時間等設定改善推進助成金（別添2参照）

(1) 概要

事業主団体傘下の医療機関等が、長時間勤務や交代制勤務などの変則的な勤務環境の改善や、労働時間等の設定の改善などに意欲的に取り組む団体を支援する助成金

(2) 対象団体 傘下の事業主全体の2分の1以上が、資本金・出資の額が5,000万円以下か、常用労働者数が100人以下である団体

(3) 助成額 別添2参照

(4) 申込み期限 平成25年7月末日

(5) URL

http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kumamoto-roudoukyoku/aaa/kikaku_kakarityou/20130527kantokuzyoseikin.pdf

3. その他

(1) 各助成金に詳細につきましては、担当までお気軽に御相談ください。

(2) 別添1又は別添2のリーフレットの追加が必要でしたら、担当まで御連絡ください。

(3) 今回、御案内差し上げた以外の助成金等につきましては、当該取組内容を掲載した熊本労働局のホームページで御覧いただけます。当該取組内容を多くの医療関係者に広く知っていただくために貴団体のホームページにも以下のURLのリンク付けをしていただきますよう併せて御協力の程、お願い申し上げます。

【URL】

<http://kumamoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kumamoto-roudoukyoku/bbb/20135713423.pdf>

(熊本労働局のホームページに『医療分野の「雇用の質」の向上のための取組』の専用バナーを設けております。)

【担当】

熊本労働局労働基準部

企画委員会事務局 中島（なかしま）

北口

電話 096-355-3181

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 「デジタコ」を導入して業務効率を改善したい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

思い立った、いまがチャンスです!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業所における労働時間、年次有給休暇等に関する事項についての規定を労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 2つの助成コース ～取り組みに応じていずれかの助成コースを選んでください

(1) 職場意識改善コース(支給上限額:20万円)

＜支給対象となる取り組み＞

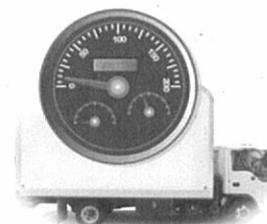
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の策定・見直し



(2) 労働時間管理適正化コース(支給上限額:60万円)

＜支給対象となる取り組み＞

- 労務管理用ソフトウェア
 - 労務管理用機器
 - デジタル式運行記録計(デジタコ)
 - テレワーク用通信機器
- などの導入・更新



2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取り組み（表面参照）は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

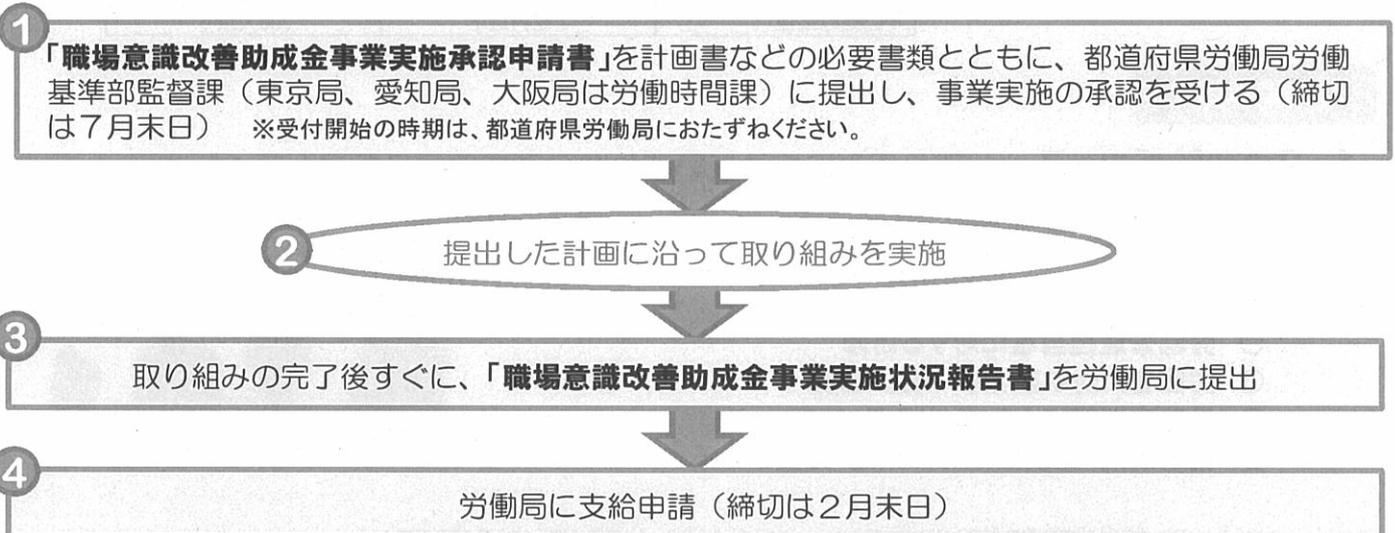
目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を1日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を1時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる

3. 支給額 ～取り組みの実施に要した経費の一部を、目標達成状況に応じて支給します

助成コース	対象経費	助成額
職場意識改善コース	謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額の1/2 ×補助率
労働時間管理適正化コース	機械装置等購入費、消耗品費、委託費 ※汎用パソコンや、スマートフォンなど通常の事業活動に伴う経費と区別できない物を除く。	対象経費の合計額の1/2 ×補助率

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/3	2/3	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

病院、診療所など医療機関の事業主団体の皆さまへ

「労働時間等設定改善推進助成金」のご案内

～ 事業主団体傘下の医療機関が、長時間勤務や交代制勤務などの変則的な勤務環境の改善や、労働時間等の設定の改善※1などに意欲的に取り組む場合に団体への支援を行います ～



「若い人材、有能な人材が集まらない」
「雇った人がすぐ辞めてしまう」
「活力ある職場にしたい」

病院、診療所のこのようなお悩み、もしかしたら、社員の仕事と生活のバランスが崩れているのかもしれない。

働きやすい職場づくり、みんなで、はじめてみませんか？

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象団体

傘下の事業主全体の2分の1以上が、資本金・出資の額が5千万円以下か、常用労働者数が100人以下であり、労働時間等の設定の改善に向けた気運の醸成や啓発などの事業を効果的かつ適正に実施できる団体

助成内容

1. 支給対象となる事業

支給対象となる事業は、「労働時間等見直しガイドライン」※2に定められた、労働時間等の設定の改善のための取り組み事項について、傘下の事業主における取り組みを推進するために団体が行う、次のアからキの事業です。

☆ア	以下のイからキの事業実施に向けた方針策定等の事業
☆イ	好事例の収集、普及啓発の事業
ウ	セミナーの開催の事業
☆エ	巡回指導等の事業
オ	重点的な指導が必要な事業場に対する個別指導の事業
カ	労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整の事業
キ	その他、労働時間等見直しガイドラインに定められた事項を推進するために必要と認められる事業
	◆事業を円滑に実施するための中心的な役割を担う「労働時間等設定改善推進員」を団体に配置することができます。



☆・・・必須の事業

※2 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）とは、事業主などが労働時間等の設定を改善するに当たって、適切に対処するために必要な事項を定めたものです。



2. 取り組み事項と成果目標

団体は、傘下の事業主が実施する必須の取り組み事項のうち2つの成果目標を設定し、その目標の達成に向けて事業を実施します。

(1) 必須の取り組み事項

ア	実施体制の整備(労働時間等設定改善委員会をはじめとする労使協議機関の設置など)
★イ	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
★ウ	所定外労働時間の削減
★エ	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定

★・・・いずれか1つは必須。

○ 成果目標(2つ)の設定

成果目標の例	<ul style="list-style-type: none"> ●団体傘下の事業主のうち、労働時間の改善に向けた労使による話し合いの場を設定した事業主の割合を2分の1以上とする ●1構成事業主当たりの連続労働時間が最も長い医師又は看護師の連続労働時間を1時間以上低減させる
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 任意の取り組み事項

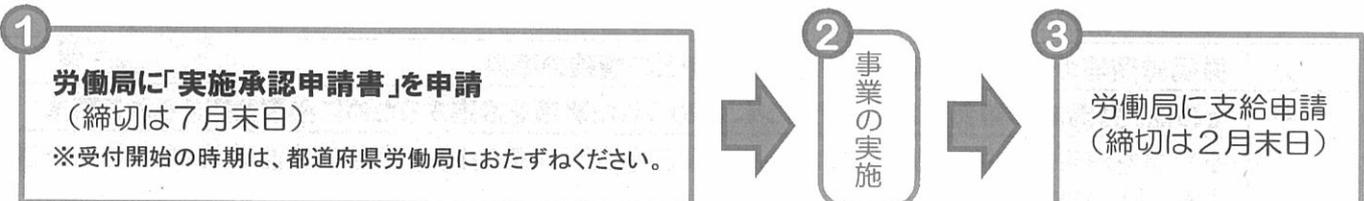
ア	年次有給休暇を取得しやすい環境の整備
イ	所定外労働時間の削減
ウ	労働者の抱える多様な事情および業務の態様に対応した労働時間等の設定
エ	労働時間の管理の適正化
オ	ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用
カ	<p>特に配慮を必要とする労働者についての取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者についての取り組み ・子の養育または家族の介護を行う労働者についての取り組み ・妊娠中及び出産後の女性労働者についての取り組み ・単身赴任者についての取り組み ・自発的な職業能力開発を図る労働者についての取り組み ・地域活動等を行う労働者についての取り組み ・その他特に配慮を必要とする労働者についての取り組み



3. 支給額 ～事業の実施に要した経費の一部を、目標達成の状況に応じて支給します

対象経費	助成額	成果目標の達成状況	補助率
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額 (上限400万円) ×補助率	2つともに達成	3/3
		どちらか一方を達成	2/3
		どちらも未達成	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>